

その他のベンダー要件

これらの要件は、自己決定プログラム (SDP) 財務管理サービス (FMS) プロバイダーのベンダー化要件に加えて、同省の [2018年12月の財務管理サービス指令](#) で 指定されている。 その事業者は、以下のすべての追加要件を満たさなければならない。

事前要件：

1. SDP FMSプロバイダーになることを申請する事業者は、SDP FMS事業者のスタッフが以下に含まれていないことを確認するために、必要な書類を地域センターに提出しなければならない：
 - 米国保健社会福祉省査察官総局 (OIG) の除外個人 / 団体リスト、
 - 保健医療サービス省 (DHCS) のメディ・カル停止・不適格プロバイダーリスト (Medi-Cal Suspended and Ineligible Provider List) 、
 - 第17編第54311条(a)(6)で特定される除外基準。
2. 最低限スタッフ資格：SDP FMSプロバイダーになることを申請する組織は、以下を満たすスタッフを雇用すること：
 - 公認給与計算専門家、公認会計士、または会計学学士号を有し、給与計算処理の以下の経験がある者。給与計算、源泉徴収、申告、該当する連邦、州、および地方の雇用関連税と保険の支払い。
 - 福祉サービス提供システムでの実務経験があること。
3. 財政的支払能力：SDP FMSプロバイダーになることを申請する事業者は、以下のことを行わなければならない：
 - 事業者は最低50万ドルの利用可能な与信枠、現金または資本準備金保持の証明書類によって当初財務的支払能力を証明すること。
 - 地域センターが要求する補償限度額で、詐欺、盗難、過失・脱漏、事業中断を含む損失に対する賠償責任保険契約の書類を提出すること。
 - 少なくとも6回の給与支払いサイクルにおいて、継続的な財政支払能力を満たす財政能力を判断する方法を示す方針、手順、内部統制のコピーを提出すること。

SDP FMSプロバイダになることを申請する事業者が上記の要件を満たしている場合、ベンダー化プロセスの一環として残りの要件を満たす必要がある。

FMSのポリシー要件：

SDP FMSのベンダー化を申請する事業者は、方針、手順、内部統制を含む文書を保持していること：

4. 電話、電子メール、郵便、その他の通信の受信、追跡、および返信のタイムラインを含む顧客サービス方針を確立すること。
5. 州および連邦政府機関の規制、法令、ガイダンスに従って変更を監視し、実施すること。
6. スタッフの雇用、管理、解雇に関する雇用主の責任について、参加雇用主を教育すること。
7. 支出計画に含まれるすべての商品とサービスが、連邦メディケイド基準および [SDP Waiver](#) のもとで許容されるものであることを確認すること。
8. [SDP Waiver](#)によって定義された、提供される特定のサービスの種類にしたがってプロバイダーの資格を確認すること。
9. [2024年4月雇用者負担 & その他の雇用関連費用指令](#) に詳述されている雇用者負担要件および承認プロセスに従い、承認された雇用者負担費用に従って請求し、その他の雇用関連費用の詳細な説明を提供すること。
10. SDPの請求指令に記載されているとおり、領収書と請求書の正確性を検証すること：[2024年4月請求要件指令](#)、[2024年1月更新サービスに関する請求要件指令](#)、[2023年12月請求 サービスに関する請求要件指令](#)、ならびに参加者の個々のプログラム計画、支出計画、およびSDPプログラム規則の遵守。
11. 参加者の個別プログラム計画および支出計画で特定されたサービスおよび支援のみを購入し、請求書を提出すること。
12. 適用されるカリフォルニア州労働法に従い、該当する連邦、州、地域の雇用関連税および保険の給与計算、源泉徴収、申告、支払いを処理すること。
13. 毎月15日までに、参加者に代わって毎月の支出報告書を参加者と地域センターの両方に提出すること。
14. 虐待、ネグレクト、経済的搾取の疑いがあるすべての事件を特定し、以下のまたはそれ以外の適切な機関に報告すること：[成人保護サービス \(APS \)](#) または [児童保護サービス \(CPS \)](#)。
15. [CMSのガイドライン](#)に従い、不正、浪費、濫用の疑いがあるすべての事件を特定し、適切な機関に報告すること。
16. 自然災害、悪天候、または不測の事態が発生した場合に、業者への支払いや給与支払いを含む業務がどのように継続されるかを記した、正式な災害復旧および事業継続計画を策定し、維持すること。